

都市計画法第29条開発許可申請書添付書類等一覧表（店舗）

※小規模開発（1,000㎡未満）で質の変更のみ

開発行為許可申請書＜省令：別記様式第2＞に下記の図書を添えて正、副2部提出する。

1	委任状 ※手続を委任する場合のみ	・委任者(申請者)は、住所、氏名記入のうえ捺印 ・受任者の住所、氏名（法人の場合は担当者名記入）、電話・FAX番号を記入	
2	事前確認結果表 ＜指導要綱：様式第4号＞	左記結果表の添付により、法32条1項に基づく公共施設に関する同意書＜町細則：様式第9号＞の代替とすることができる。	
3	設計説明書及びその添付書類	設計説明書＜町細則：様式第6号＞	
		新たに設置される公共施設の管理者等に関する書類＜町細則：様式第7号＞	
		従前の公共施設の管理者等に関する書類＜町細則：様式第8号＞	
	公共施設の新旧対照図		
4	住所又は所在地を証するもの	※正本に原本 ・個人の場合は住民票抄本 ・法人の場合は法人の登記事項証明書	
5	店舗等を建築する旨申立書 ＜町細則：様式第5号＞	※34条1号店舗のみ ※添付書類については、様式の備考欄参照	
6	事業計画書 ＜任意様式＞ ※34条1号の場合、上記申立書と重複する内容は省略可	・事業内容（店舗名、業種、規模、営業時間等） ※法人は定款写しを添付 ・事業の収支見込 ・主な提供品目及び料金 ・雇用計画 ※有資格者を要する業種の場合は資格証、雇用契約書を添付	
7	資金計画書 ＜省令：別記様式第3＞	収入計画を証するもの（融資証明書、残高証明書）、支出計画を証するもの（建築、設備等の見積書）を添付	
8	申請地の登記事項証明書	※正本に原本 ※登記情報サービスにより取得したものは不可	
9	土地所有権等の取得状況	・売買の場合、売買契約書（印紙貼付）の写し ・借地の場合、借地契約書の写し ・贈与の場合、贈与契約書（印紙貼付）の写し+贈与者の印鑑証明書原本	
10	開発行為同意書 ＜町細則：様式第10号＞	・申請地の地権者（所有権者、抵当権者等）からの同意 ・申請地内の工作物の権利者からの同意	
11	地図証明書 ※正本に原本	・転写の場合、転写日、転写場所、縮尺、方位を記入のうえ、転写者の記名捺印 ・登記情報サービスより取得した場合、取得した者の記名捺印	
12	位置図	都市計画図（1/10,000）で作成のうえ、縮尺、方位を記入し、作成者の記名捺印	
13	案内図	都市計画図白図（1/2,500）又は住宅地図で作成のうえ、縮尺、方位を記入し、作成者の記名捺印	
14	連たん図 ※許可要件が必要な場合のみ ※①②のいずれか	住宅地図で作成し、縮尺、方位を記入のうえ、作成者の記名捺印 ①建物敷地間距離を記入し、住宅には連たん戸数の番号を記入 ②申請地から半径500mの円を記入し、円内の調整区域の住宅に戸数の番号を記入	
15	敷地面積測量図	1/100程度	
16	設 計 図	全て1/100程度、設計者の記名押印をすること（●は土地利用計画図と兼用可）	
		土地利用計画図	開発区域の境界、建物の用途・構造・形状・配置、駐車スペース、接する道路の形状・幅員・路線名・建築基準法上の種別を記入
		現況図●	開発区域の境界、地形、現況地盤高
		造成計画平面・断面図●	開発区域の境界、現況地盤高、計画地盤高、切土・盛土する土地の部分、がけの位置・高さ、擁壁の位置・寸法、接する道路の形状・幅員を記入
		排水施設計画平面図●	排水経路、排水管の材料・内径、排水方向、放流先の名称、合併浄化槽設置の場合はその位置及び人員算定式、蒸発散槽設置の場合はその位置及び容量算出式、雨水を浸透させる場合は浸透施設の位置を記入。※放流の場合は放流同意書添付 ※浄化槽、蒸発散槽、浸透施設を設置する場合は構造図添付
		給水施設計画平面図●	給水方法、給水経路を記入
		予定建築物の平面図 予定建築物の立面図	建築面積、延床面積（業務用、管理用、倉庫等別）、店舗レイアウトを記入 ※4方向 建物の最高高さを記入 看板も図示
17	他法令の許可等	農地転用許可申請書（受付済）又は許可書の写し	
		道路法第24条承認書の写し、道路法第32条許可書の写し	
		公共物使用許可書の写し	
18	必要に応じて添付するもの	断面図（がけ、擁壁）	

- 注 1. 土地の登記事項証明書等の各種証明書は、発行から3ヶ月以内のものとする。2. 本表は一例であり、他の書類が必要となる場合があるので、詳細については申請窓口を確認すること。3. 上記に用いている略称は、以下のとおり。

省令：都市計画法施行規則 指導要綱：境町開発行為指導要綱 町規則：境町都市計画法施行細則